

# クレジット審査業務能力検定試験等に関する内規

(令和3年4月1日改正施行)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本内規は、クレジット審査業務能力検定制度に関する細則第4条の規定に基づき、クレジット審査業務能力検定講座（以下「検定講座」という。）及びクレジット審査業務能力検定試験（以下「検定試験」という。）について、次のとおり定める。

(受講、受験手続等)

第2条 検定講座の受講手続きは、本会の会員がこれに関連のある企業等又は業務を委託している企業等を含めて、第3条の受講資格を確認の上、一括して本会に対し受講の申込みを行うものとする。

2. 受験手続きについては、原則として、前項の受講手続きと合わせて申込みするものとする。

なお、第4条又は第7条の受験資格者で、再度受験をする者については、別途所属する企業等を通じて申込みをするものとする。

3. 前2項にかかわらず、本会が認めたときは、受講者又は受験者が直接申込みことができるものとする。

(検定講座の受講資格)

第3条 検定講座の受講資格は、クレジット審査業務能力検定制度に関する細則（以下「細則」という。）第3条に規定する者とする。

## 第2章 クレジット審査業務能力検定一般コース

(受験資格者)

第4条 検定試験の受験資格者は、細則第3条の規定を充たし、かつ、第5条に規定する検定講座の修了者とする。ただし、修了年度を含み3年以内の者に限る。

(検定講座)

第5条 検定講座は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 検定講座は、通信の方法により実施する。
- ② 検定講座の期間は、人材育成部会クレジット審査業務能力検定分科会（以下「分科会」という。）が定める期間（課題提出2回以内）を設ける。
- ③ 検定講座の内容は、次のとおりとする。

法規	割賦販売法、貸金業法、個人情報保護法、その他関連法規
知識	審査の知識、審査業務と外部機関、審査業務とプライバシー、対象別の審査方法の相違、その他

④ 分科会は、課題を期限内に提出し、70点以上の成績を得た者を修了者と認定する。

なお、本会は、修了者に対し受験資格を付与するものとする。

⑤ 検定講座の受講料については、別に定めるものとする。

(検定試験)

第6条 検定試験は、次の各号に定めるところにより実施する。

① 検定試験は、C B T (Computer Based Tasting) 又は P B T (Paper Based Tasting) により、分科会が定める試験期間及び試験回数を設ける。

② 検定試験の時間は、60分以内とする。

③ 検定試験は、前条第3号の範囲とし、その内容は分科会において決定する。

④ 分科会は、検定試験で70点以上の成績を得た者を合格者と認定する。

⑤ 検定試験で70点未満の成績であった場合は、当該試験期間において、分科会が定める回数(3回以内)の受験ができるものとする。

⑥ 検定試験の受験料については、別に定めるものとする。

### 第3章 クレジット審査業務能力検定上級コース

(受験資格者)

第7条 検定試験の受験資格者は、細則第3条の規定を充たし、かつ、第8条に規定する検定講座の修了者とする。ただし、修了年度を含み3年以内の者に限る。

(検定講座)

第8条 検定講座は、次の各号に定めるところにより実施する。

① 検定講座は、通信の方法により実施する。

② 検定講座の期間は、分科会が定める期間(課題提出2回以内)を設ける。

③ 検定講座の内容は、第5条第3号の内容及び次の内容とする。

法規	割賦販売法、貸金業法、特定商取引法、民法、商法、刑法、その他関連法規等
知識	審査業務におけるリスクマネジメント、加盟店審査、担保ローン審査、住宅ローン審査、リース審査、その他

④ 分科会は、検定講座の課題を期限内に提出し、70点以上の成績を得た者を検定講座修了者と認定する。

なお、本会は、修了者に対し受験資格を付与するものとする。

(検定試験)

第9条 検定試験は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 検定試験は、C B T (Computer Based Tasting) 又は P B T (Paper Based Tasting) により、分科会が定める試験期間及び試験回数を設ける。
- ② 検定試験の時間は、90分以内とする。
- ③ 検定試験は、前条第3号の範囲とし、その内容は分科会において決定する。
- ④ 分科会は、検定試験で80点以上の成績を得た者を合格者と認定する。
- ⑤ 検定試験で80点未満の成績であった場合は、当該試験期間において、分科会が定める回数（3回以内）の受験ができるものとする。
- ⑥ 検定試験の受験料については、別に定めるものとする。

## 第4章 その他

(改 廃)

第10条 本内規の改廃は、分科会において審議を行い、人材育成部会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本内規は、平成21年4月1日に遡って施行する。
2. 本内規の改正は、平成23年4月1日から施行する。
3. 本内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
4. 本内規の改正は、平成30年4月1日に遡って施行する。
5. 本内規の改正は、令和3年4月1日から施行する。